


第46 一時停止

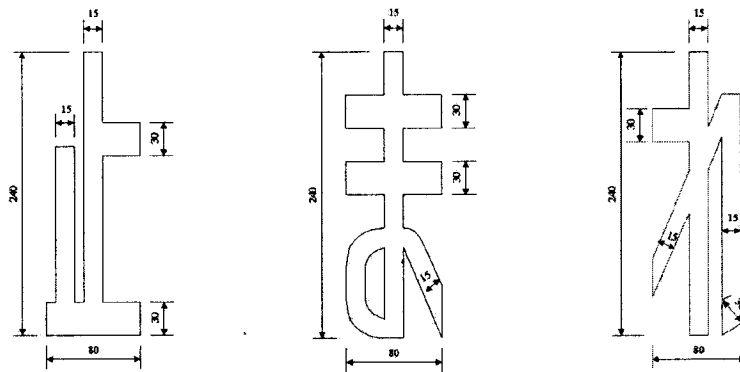
規 制 実 施 基 準	規制目的	交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、車両等が一時停止すべき場所を指定することにより、交差点通行の優先順位を明確にし、交通事故の未然防止、危険防止の措置を徹底させ、交差点及びその付近における交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第43条 標識 330-A・B 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する交差点又はその手前の直近 1 屈折、勾配、道路工作物等により左右の見通しがきかない交差点 2 多岐交差点等その形状が複雑な交差点 3 出会い頭等の交通事故が発生するおそれのある交差点 4 その他交差点の優先関係を明確にする必要がある交差点
	対象	車両等
設 置 基 準	留意事項	1 本規制の実施に当たっては、交通事故防止、交通流の円滑化、交通量の抑制等について十分考慮すること。 2 本規制の実施場所が次の(1)から(4)に該当する場合は、原則としてそれぞれに示す道路の側で実施すること。 (1) 広い道路と狭い道路が交差する場合は、狭い道路 (2) 幅員が同じ場合は、交通量の少ない道路 (3) 丁字路の場合は、突き当たる方の道路 (4) 直近に信号機の設置された交差点がある場合は、当該信号機に対面しない方向の道路 3 全方向の一時停止規制は、原則として実施しないこと。 4 屈折部等夜間における視認性の悪い場所については、警戒標識が設置されるように努めること。 5 踏切直前の一時停止場所については実施しないこと。 6 赤色点滅信号機を設置している交差点については実施しないこと。 7 舗装道路においては、原則として道路標示「停止線(203)」及び法定外表示「止まれ」を設置すること。
	設置場所	車両等が一時停止すべきことを指定する交差点又はその手前の直近の必要な地点における路端
	設置方法	1 道路標識等による停止線が設けられている場合は、停止線と同一地点又は停止線の手前に設置するものとするが、道路の状況等によりこれにより難い場合は、この限りでない。 2 道路標識等による停止線が設けられていない場合は、交差点の手前で、可能な限り交差点に接近した地点の路端に設置するものとする。 3 道路及び交通の状況により必要がある場合は、オーバー・ハング方式により設置するものとする。 4 新設又は更新する場合は、原則として道路標識「一時停止(330-A)」を用いること。
	留意事項	道路及び交通の状況等から夜間の視認性及び誘目性を高める必要がある場合は、当該箇所の交通の実態等を勘案し、必要に応じて灯火式道路標識又は自発光式道路標識を用いること。

法定外表示については、次によるものとする。

- 1 設置する場合  
一時停止の交通規制を実施している場所に、原則として「止まれ」文字表示を行うこと。
- 2 様式及び色  
様式については、図例(1)によるものとし、色は白色とする。
- 3 その他
  - (1) 原則として「縦表示」を用いること。
  - (2) 道路の状況等に応じて、縮小等の寸法等の軽微な修正のみ行うことができる。
  - (3) 「止まれ」文字表示を行う場所において、効果を高める場合には、必要に応じて強調表示を設置すること。様式については、図例(2)のとおりとし、色は白色とすること。

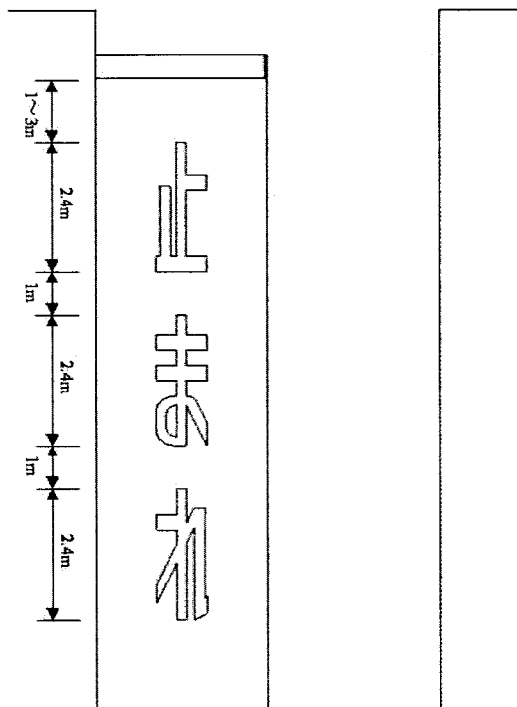
図例(1) 「止まれ」文字表示

寸法図 (単位: cm)



法定外表示

位置図



図例(2) 「止まれ」文字表示の強調表示

法定外表示

